

平成30年度 保育利用ガイド

【認可保育園・認定こども園（2号・3号認定子ども）等利用案内】

平成30年4月入園の一次募集受付期間は
平成29年11月1日（水）～11月21日（火）です。

（詳しくは本文をご覧ください）

※期間中の土曜・日曜・祝日は除きます。ただし、岡山市役所本庁舎1階多目的ルームのみ、11月18日（土）・19日（日）も受け付けます。

※5月以降の利用を希望される場合は、利用希望月の前月10日（閉庁日の場合は、翌閉庁日）が申込期限です。

★このガイドには、認可保育園や認定こども園、地域型保育事業のほか、保育を利用できる施設・事業の利用申込から利用後についての重要な事項を記載しています。

利用申込されるときには必ずお読みいただくとともに、平成30年度中は保管しておいてください。

このガイドに関するお問い合わせ

〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）
岡山市岡山っ子育て局

- 保育施設等の保育利用申込の手続き、利用者支援事業について
就園管理課

TEL 086-803-1431、1432

FAX 086-803-1842

E-mail shuuenkanri@city.okayama.lg.jp

- 延長保育・一時預かり・病児保育事業等について
保育・幼児教育課 育成支援係

TEL 086-803-1228

- 障害児保育について

保育・幼児教育課 指導係

TEL 086-803-1227

FAX 086-231-1572

E-mail hoiku-y@city.okayama.lg.jp

<岡山市ホームページ>

<http://www.city.okayama.jp/>



「子ども・子育て支援新制度シンボルマーク」

1	はじめに	………… P. 1
2	保育利用をするためには	
	・支給認定について	………… P. 1
	・支給認定の要件	………… P. 2
	・支給認定の期間	………… P. 2
	・利用区分（利用時間）の認定	………… P. 3
3	利用できる保育施設等について	………… P. 3 – P. 4
4	利用申込等について	
	・利用申込受付期間	………… P. 4
	・利用申込から利用開始までのスケジュール	………… P. 5
	・利用申込書等の提出書類について	………… P. 6 – P. 9
	・利用申込書等の提出先	………… P. 10
	・利用申込（利用開始後）における注意事項	………… P. 10– P. 11
	・障害児保育拠点園について	………… P. 11– P. 12
	・広域利用について	………… P. 13
5	保育利用調整等について	
	・利用申込書等の審査について	………… P. 13
	・保育利用調整について	………… P. 13
	・保育利用調整基準点数表等	………… P. 15– P. 16
6	保育施設等の利用者負担額について	
	・利用者負担額の決定について	………… P. 16
	・利用者負担額の軽減及び減免制度について	………… P. 16– P. 17
	・利用者負担額の納付について	………… P. 17
	・平成30年度利用者負担額表（予定）	………… P. 18
7	現況届について	………… P. 19
8	地域子ども・子育て支援事業について	………… P. 19 – P. 20
9	【記入例】支給認定申請・利用申込書	………… P. 21
10	【記入例】保育利用事由証明書	………… P. 22 – P. 23
11	【記入例】疾病負傷証明書・申立書	………… P. 24
12	【記入例】マイナンバー届出用紙	………… P. 25
13	保育施設等（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）一覧	………… P. 26– P. 29
14	認可外保育施設一覧	………… P. 30
15	企業主導型保育事業一覧	………… P. 31
16	岡山市保育施設等位置図	………… P. 32
17	就園管理課・福祉事務所・支所のお問い合わせ先・位置図	………… P. 33 – P. 34

1 はじめに

平成30年度の認可保育園や認定こども園、地域型保育事業（以下、保育施設等）の利用申込等について、平成29年度からの主な変更点は次のとおりです。平成30年度の利用申込をされる場合は、よくご確認のうえお申込みください。

内容		平成29年度	平成30年度	参照ページ
5月以降の受付締切		希望する月の前月15日	希望する月の前月10日	P. 4 - P. 5
マイナンバーの提出について		課税証明書など、利用申込や入園後の利用者負担額を決めるため、申込書に添付して提出が必要	マイナンバーの提出により、一部の提出書類を省略できる	P. 7 - P. 9
保育利用調整方法の見直し		保育施設等ごとに、保育の必要性が高い児童から順に利用調整を行う	保育の必要性が高い児童から、利用希望順位を踏まえ利用調整を行う	P.13 - P.15
		利用調整において、世帯の基準点数及び調整点数の合計点が同点になった場合は、抽選を行う	原則同点時基準表により、利用調整を行う <優先順位> ①希望順位が高い世帯 ②希望する保育施設と同じ中学校区に居住している世帯 ③基礎点数が高い世帯 ④調整点数表の区分K（保育士等）を適用された世帯 ⑤所得が低い世帯	
保育利用調整点の見直し	育児休業明け加点	育児休業明けで利用申込した保護者が、利用不可となった後も継続して利用申込を行っている場合は、その利用申込の途中で職場復帰したとしても、当初の利用希望月の属する年度は適用	継続して利用申込を行っている場合は、当初の利用希望月の属する年度に限らず、翌年度以降も適用する	
	継続児童加点	現在利用している保育施設等を継続して希望する場合、5点加点	加点なしとする	

2 保育利用をするためには

支給認定について

保育施設等の利用（申込）をするためには、市から『支給認定（2号・3号）』を受けていただく必要があります。このため、保育施設等の利用申込に併せて、支給認定の申請が必要です。

	教育利用	保育利用 〔保護者が就労、疾病障害その他の理由で保育が必要な場合〕
満3歳以上	1号認定（教育標準時間認定） ◇幼稚園 ◇認定こども園	2号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定） ◇認可保育園 ◇認定こども園
満3歳未満		3号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定） ◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業（小規模保育事業所等）

※『支給認定』とは、小学校就学前の児童をもつ保護者の方に、保護者の希望や必要に応じた教育・保育サービスを提供していくため、保育の必要性等を市が認定するものです。

※教育利用をご希望の場合は、教育利用ガイドをご覧ください。施設に直接お問い合わせください。

支給認定の要件

利用希望月の1日時点で、次の1、2及び3すべての要件に該当する場合、支給認定（2号・3号）を受けることができ、保育施設等の利用（申込）をすることができます。

- 1 **保護者及び児童が岡山市に居住し、住民登録をしている（もしくは利用希望月の前月の末日までに居住し、住民登録をする予定である）**こと。
- 2 次に掲げる「**保育の必要性**」の事由のいずれかに**保護者が該当する**こと。
 - (1) (就 労) 月48時間以上労働することを常態としている場合
 - (2) (妊娠・出産) 出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合
 - (3) (疾 病 等) 病気やけが、又は心身に障害がある場合
 - (4) (介 護 等) 同居の親族等を常時介護又は看護している場合
 - (5) (災 害) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
 - (6) (求 職 中) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
 - (7) (就 学 等) 就学や職業訓練のため、保育することができない場合
 - (8) (社会的養護) 児童虐待又はそのおそれがある場合、又はDVにより保育を行うことが困難と認められる場合
 - (9) (育児休業中) 育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合
 - (10) (そ の 他) 前各号に類する状態であると市長が認めた場合
- 3 (施設での保育において) **集団生活に支障のない乳幼児**であること。

支給認定の期間

上記、支給認定の要件における「保育の必要性」の事由に応じて、下表のとおり支給認定の有効期間が定められ（※1）、その範囲内で保育施設等を利用（申込）することができます。

「保育の必要性」の事由	支給認定の有効期間
就 労	(2号認定) 小学校就学の始期に達するまでの期間 } (3号認定) 満3歳に達するまでの期間 } 内で必要と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間
疾病・介護・災害等	就労の有効期間と同じ
求職中 (起業の準備を含む)	3か月間
就学、職業訓練	保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
育児休業中（※2）	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる期間
育児休業復帰予定	復帰予定月の前月以降3か月間
採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月以降3か月間
その他の認定事由	就労の有効期間と同じ

※1 「**保育の必要性**」の事由の変更により、期間が**変更（短縮）**となる場合があります。

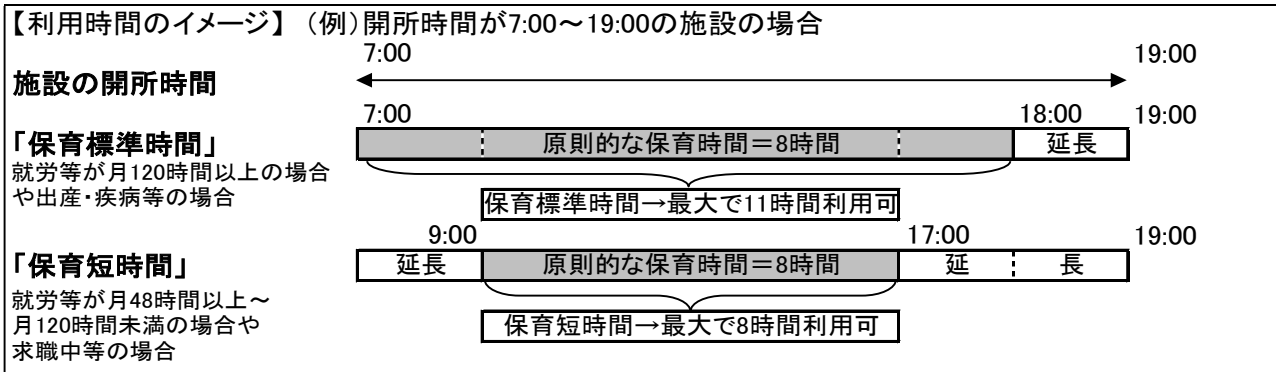
※2 育児休業中に保育施設等を利用できるのは、既に保育施設等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は、育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合（例：平成29年7月1日生まれの児童は平成30年6月末日まで）となります。

なお、育児休業に係る児童について、利用申込することも可能ですが、その場合には、利用希望（開始）月の翌月末までに職場復帰する必要があります。

※3 満3歳の年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、特別な手続きは不要です。満3歳の年齢到達前に、2号認定の認定証を岡山市から送付します。

利用区分(利用時間)の認定

保育施設等の利用時間は、保護者の保育必要量（「保育の必要性」の事由や就労時間の状況などにより認定）により「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」と「保育短時間（1日あたり最大8時間）」に区分され（P.15もご覧ください）、区分により利用できる時間や利用者負担額が異なります。



- ※ **開所時間・延長保育時間は各施設により異なります**ので、「保育施設等一覧」（P.26-P.29）にてご確認ください。
- ※ 「保育標準時間」認定を受けた方が、「保育短時間」認定を希望することは可能です。その場合、支給認定申請・利用申込書の該当項目へチェックをしてください（P.21【記入例】参照）。ただし、利用者負担額は安くなりますが、「保育短時間」の設定時間外で保育施設等を利用する場合、延長料金が発生します。その場合、「保育標準時間」認定を受けた場合に係る利用者負担額より負担が多くなる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 「保育短時間」の認定を受けた方が「保育標準時間」を希望することはできません。ただし、「**保育短時間**」の認定を受けた方で、**各施設の定めた保育短時間を明らかに超えて利用せざるを得ないと認められる場合**（1ヶ月の就労時間は120時間未満だが、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合など）は、**申し立てにより「保育標準時間」へ変更できる場合があります**。詳しくは就園管理課にお問い合わせください。

3 利用できる保育施設等について

- 支給認定を受けて利用できる保育施設等は、次のとおりです。岡山市内の保育施設等の詳細は、「保育施設等一覧」（P.26-P.29）をご覧ください。

施設区分	施設説明	休園（所）日
認可保育園	保護者が働いていたり、病気にかかっていたりするために、児童を家庭で保育できないとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。	原則として、 日曜・祝日・休日（以下、休日等） 及び12月29日～1月3日 ※詳しくは、施設にお問い合わせください。
認定こども園	3歳以上児については、保護者の就労状況にかかわらず、就学前教育と保育を一緒に受けられます（認定により利用時間は異なります）。0歳から保育を必要とする児童には、認可保育園と同じように、保護者に代わって保育を提供します。	施設によって異なります。 ※詳しくは、施設にお問い合わせください。
地域型保育事業 ※岡山市では、小規模保育事業所・事業所内保育事業所があります。	他の施設より、小規模・少人数で保育が行われます。また、原則として、満3歳未満の児童が利用できる施設です。満3歳になると連携施設等への転園の手続きが必要となります（P.11参照）。	原則として、 休日等及び12月29日～1月3日 ※詳しくは、施設にお問い合わせください。

- ※ 保育施設等の中には、保育時間を延長して保育を実施（P.19参照）している施設や、休日等に保育を実施（休日保育）している施設があります。実施している施設は「保育施設等一覧」にてご確認ください。なお、休日保育は、実施施設以外に通う児童でも、支給認定を受けていれば、利用可能な場合があります。詳しくは実施施設にお問い合わせください。

- 支給認定を受けていなくても利用できる保育施設や保育サービスがあります。事業内容や利用に関することは、直接施設にお問い合わせください。
 - 認可外保育施設（P.30参照）
個別の契約により、児童を保育する施設です。
 - 企業主導型保育事業（P.31参照）
企業が雇用する労働者の児童、もしくは地域住民の児童を保育するため、企業自ら設置する施設（認可外保育施設）です。
 - 地域子ども・子育て支援事業（P.19-P.20参照）
利用者支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターなどがあります。

4 利用申込等について

利用申込受付期間

- 平成30年4月1日から利用を希望する場合

【一次募集受付期間】

平成29年11月1日（水）～11月21日（火）

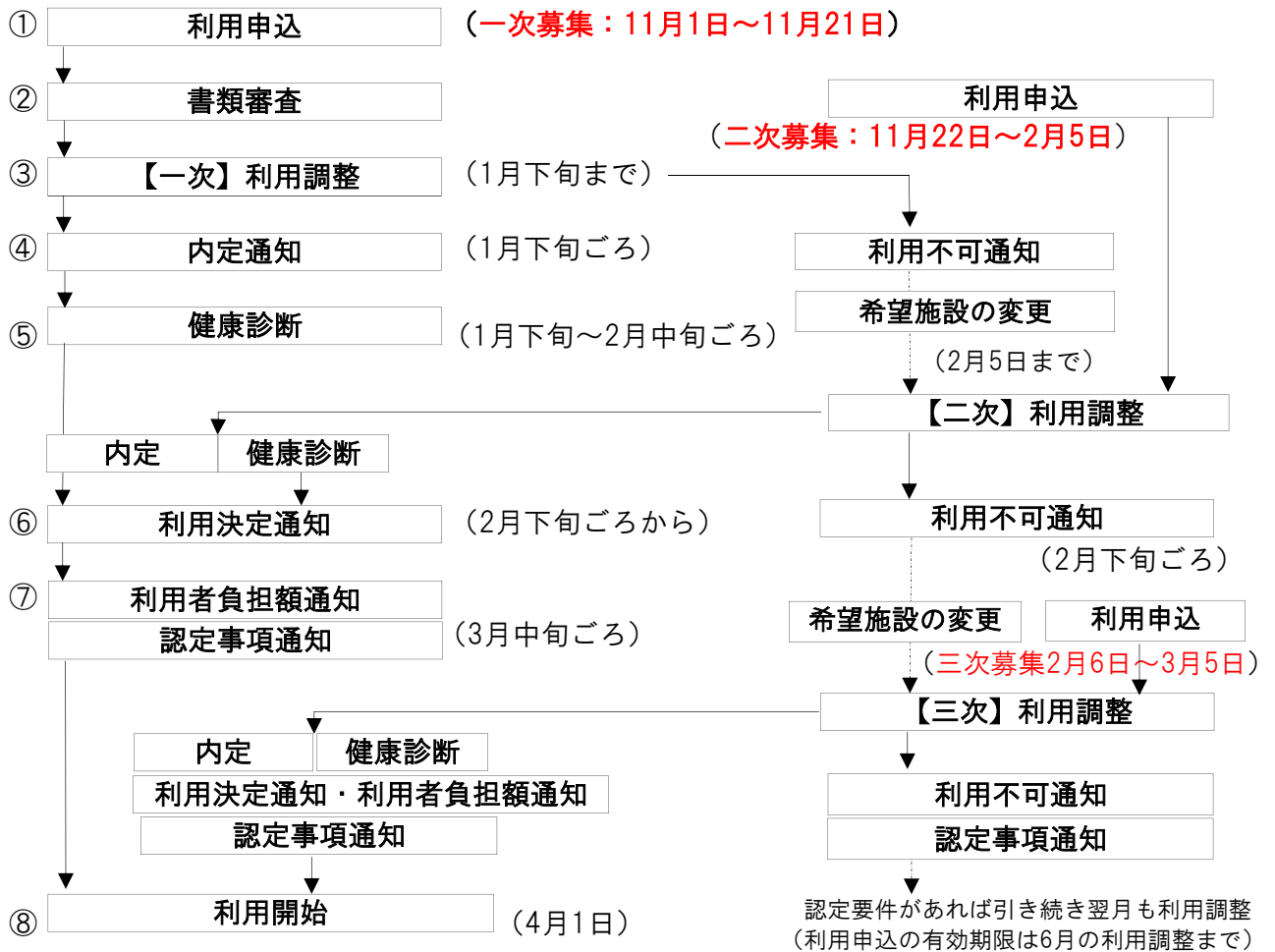
※期間中の土曜・日曜・祝日は除きます。ただし、**岡山市役所本庁舎1階多目的ルームのみ、11月18日（土）・19日（日）も受け付けます。**

- ・ 平成30年4月1日から保育施設等の利用を希望される場合は、上記の一次募集受付期間内に利用申込を行ってください。
 - ・ 上記の一次募集受付期間を過ぎても、二次募集（平成29年11月22日から平成30年2月5日まで）、三次募集（平成30年2月6日から平成30年3月5日まで）と受け付けますが、**一次利用調整（P.5参照）については、一次募集受付期間内に提出された方のみで利用調整します**ので、この一次募集受付期間内の利用申込を忘れないようご注意ください。
 - ・ **11月1日（水）から11月21日（火）の間、岡山市ホームページに平成30年4月入園の一次募集受付における各保育施設等の受入見込みの情報を掲載する予定です。ただし、あくまでも10月1日時点の在園児を基にした参考内容であり、今後の施設の受入態勢の変化など施設の状況によっては、実際の受入見込みと異なる場合もあります**ので、その点をご理解のうえ、ご活用ください。
 - ・ 平成29年度の利用申込をしている（する予定の）方で、平成30年度から希望する保育施設等を平成29年度とは違う施設で希望した場合、平成29年度に希望していた施設の利用が決まったとしても、その施設の利用期間は最長で平成30年3月までとなります。したがって、平成30年度の利用を希望する施設を平成29年度も希望される場合は、平成29年度の希望施設の変更も併せてお手続きください。
- 年度途中（5月1日以降）から利用を希望する場合
 - ・ 利用を**希望する月の前月10日**（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）の17:15（保育施設等は17:00）まで。
 - ・ **年度途中の受入見込みの情報についても、岡山市ホームページに随時掲載する予定**です。
 - その他注意事項
 - ・ 障害のある児童の保育利用を希望される方は、早めに各保育施設等、保育・幼児教育課指導係又は就園管理課までご相談ください（P.11-P.12）もご覧ください。

利用申込から利用開始までのスケジュール

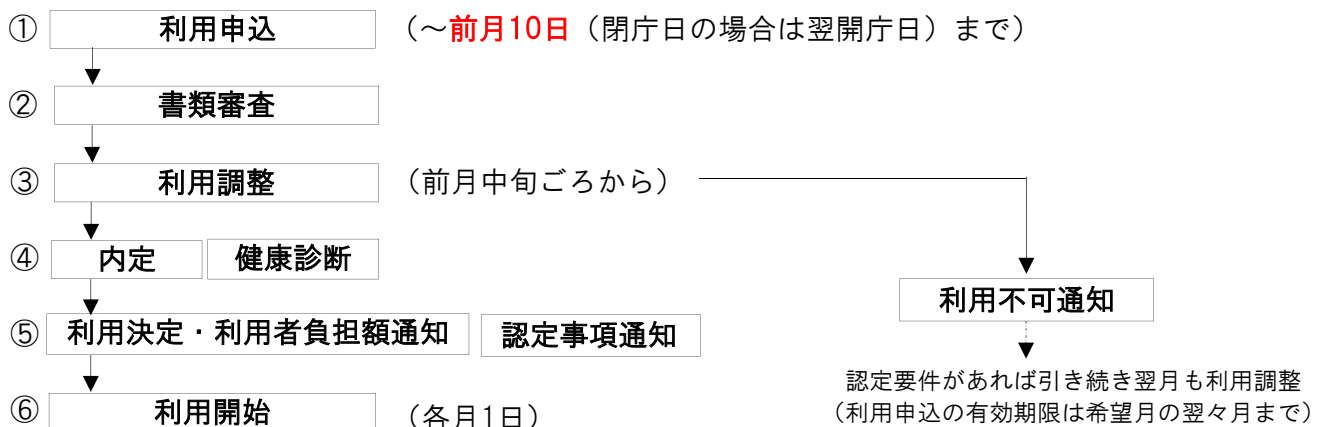
※スケジュールはあくまで予定であり、実際と異なる場合があることをあらかじめご了承ください。

○ 平成30年4月1日から利用を希望する場合



- 一次募集で提出された利用申込書の希望施設は、一次募集受付期間終了後は変更できません。もし変更された場合は、二次募集で受付されたものとして扱います。
- 一次利用調整で内定しなかった方には、利用不可の通知をお送りします。希望施設を変えるなどして二次利用調整を希望される方は、**2月5日(月)**までに必ず就園管理課、各福祉事務所・支所に「支給認定申請・利用申込事項変更届」(以下、変更届)をご提出ください。内定者の辞退等があり、希望施設に空きが生じた場合を除き、届出がなかった場合は、二次利用調整以降の対象になりません。
- 障害児保育拠点園の利用を希望される方は、P.11-P.12もご覧ください。

○ 年度途中(5月以降)から利用を希望する場合



利用申込書等の提出書類について

○ 利用申込書等の入手方法

利用申込にあたっての利用申込書及び各種書類は、利用申込窓口又は保育施設等に備え付けてあります。また、岡山市ホームページにも掲載していますので、必要な方はダウンロードしてご使用ください（必ずA4用紙に印刷してご利用ください）。

※ 利用申込窓口…就園管理課（岡山市役所本庁舎1階多目的ルーム及び9階）、各福祉事務所・支所（灘崎、御津、建部、瀬戸）

※ 利用申込窓口及び保育施設等の所在地は、P.33-P.34及びP.26-P.29でご確認ください。

※ 岡山市役所本庁舎1階多目的ルームは、一次募集受付期間のみの臨時窓口となります。

○ 提出書類について

次の1～3に加えて、4～5のうちの必要な書類をご提出ください。

※ 各様式の記載例は、P.21-P.25を参照してください。

1 『支給認定申請書兼保育利用申込書（2号・3号認定用）』（利用申込書）

- ・ 支給認定の申請書兼施設利用のための申込書です。利用申込書は、希望する児童につき1枚ご提出ください（1人の児童について2枚以上の提出はできません）。

2 『保育利用事由証明書』『疾病負傷証明書』『申立書』その他必要となる書類

- ・ 「保育の必要性」の事由を認定するための書類です。「保育の必要性」の事由により、提出いただく書類の内容が異なりますので、次に掲げる表を参考に、必要な書類をご準備ください。
- ・ 兄弟姉妹で利用申込を行う場合は、兄・姉の方へ添付してください。

区分	類型	事由	保育利用事由証明書 記入欄	その他必要書類（※1）	注意事項
1	居宅外労働	外勤 居宅外 自営	「1 勤めに出ている人」	※自営の方（商業・農業等）については、帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類等の写しなど、自営等の確認ができる資料	帳簿・納品書・領収書・開業の届出書・作付面積が分かる書類等は、自営等の確認ができる最新のものをお願いします。
	居宅内労働	居宅内 自営 農業	「2 自営業、農業、就学、その他の人」		
		内職	「3 内職をしている人」		
2	妊娠・出産		「4 出産・病気・障害・介護（看護）の人」	親子手帳（母子健康手帳）の保護者と分娩予定日の分かるページの写し	
3	疾病 負傷 障害	疾病 負傷 障害		疾病負傷証明書（所定の様式に医師の証明を受けてください。）	
				障害者手帳等の写し	
4	同居親族等の介護又は看護			民生委員の確認書、介護や看護が必要な状況が分かるもの（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）	
5	災害			り災証明書、被災証明書等の写し	
6	求職中			申立書、ハローワークの登録証等の写し	提出後、就労又は採用予定となった場合は、変更届と保育利用事由証明書をご提出ください。
7	就学等		「2 自営業、農業、就学、その他の人」	在学証明書、時間割等の写し	申告書欄は、申告者本人が記入してください。
8	社会的養護			公的機関の証明書	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要な場合（※2）	「1 勤めに出ている人」（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）		
10	その他	育児休業復帰予定	「1 勤めに出ている人」（育児休業取得（見込）期間について証明されたもの）		育休復帰後は、変更届と復帰後の日付で証明された保育利用事由証明書をご提出ください。
		採用（起業、就学）予定（※3）	採用予定の場合 「1 勤めに出ている人」 起業、就学予定の場合 「2 自営業、農業、就学、その他の人」	（起業予定の場合） 事業用に購入した物品・機材等の領収書・店舗予定地の賃貸借契約書等の写し （就学予定の場合） 合格通知、時間割等の写し	勤務又は就学開始後は、変更届と保育利用事由証明書に区分1や7における必要書類を添付してご提出ください。

	別居の親族等の 介護又は看護	「4 出産・病気・障害 ・介護（看護）の人」	民生委員の確認書、介護や看護が必要な 状況が分かるもの（介護保険証、障害者 手帳、医師の診断書等の写し）	
	不存在		住民票の写し、民生委員の確認書等	
	育児休業取得前に既に 保育施設等を利用して おり、次年度に小学校 への就学を控えている 年度中に職場復帰する 場合（※4）	「1 勤めに出ている人」 （育児休業取得（見込） 期間について証明され たもの）		
	前各号に掲げるもの のほか、市長が特別 に認める場合	就園管理課へご相談ください		

- ※1（その他必要書類）**提出書類の余白には、必ず希望園（第1希望）、児童名（フリガナ）、児童生年月日を記入**してください。
- ※2（区分9）児童が保育施設等をすでに利用している場合であって、保護者が育児休業を取得し、次年度に小学校への就学を控えている、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までについてのみ対象となります。
- ※3（区分10）**起業、就学予定の場合で、その他必要書類が未提出の場合は、求職中での申込みと同様の扱いとなります。**
- ※4（区分10）保護者が育児休業中であっても、当該年度中の保護者の職場復帰を前提として、次年度に小学校への就学を控えている児童（育休取得前に保育施設等を利用していた児童に限る）についてのみ利用申請ができます。

3 『岡山市支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙』その他必要となる書類

- ・利用申込世帯員のマイナンバー（個人番号）を確認するための書類です（※）。
 - ※ **保育施設等ではマイナンバーの届出用紙を受付することはできません。**保育施設等へ利用申込書を提出される方は、別途、利用申込窓口へマイナンバーの届出用紙をご提出ください。
- ・利用申込窓口で手続きの際には、『**岡山市支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙**』に**利用申込世帯全員のマイナンバーを記載**していただくとともに、**申請者（利用申込書の「申請者（保護者）」欄に記載のある方）の番号確認及び身元確認が必要**となりますので、次の（1）をご参照のうえ、届出用紙と必要書類をご準備ください。
- ・**申請者以外の代理人（申請者の配偶者や祖父母等）が手続きをする場合や郵送で提出される場合は、（2）又は（3）をご参照ください。**

（1）申請者本人が提出をする場合

申請書（利用申込書の「申請者（保護者）」欄に記載のある方）の方が提出する場合、下表の提示書類①又は②を持参してください。

なお、申請者以外の方のマイナンバーは、申請者において間違いないよう十分注意してご記入ください。

	マイナンバー（番号）の確認	申請者の身元確認
提示書類①	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーカード（顔写真付き）</div> ※1枚で番号確認も身元確認も可能です。	
提示書類② ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、こちらをご用意ください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバー通知カード</div> 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">マイナンバーが記載された</div> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">顔写真付きの公的な身分証明書</div> 以下のいずれか1つを提示してください。 （運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">上記、身分証明書の提示が困難な場合</div> 以下の書類を2つ以上提示してください。 （児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳など）

(2) 代理人（申請者の配偶者等）が提出をする場合

代理人の方が提出する場合、下表の書類を持参してください。

代理権の確認	代理人（申請者以外）の身元確認	申請者の番号確認
<p>委任状</p> <p>※届出用紙の裏面に記入欄があります。</p>	<p>顔写真付きの公的な身分証明書</p> <p>以下のいずれか1つを提示してください。</p> <p>（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など）</p> <p>上記、身分証明書の提示が困難な場合</p> <p>以下の書類を2つ以上提示してください。</p> <p>（児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳など）</p>	<p>申請者の</p> <p>マイナンバーカード 又はその写し</p> <p>又は</p> <p>マイナンバー通知カード 又はその写し</p> <p>又は</p> <p>マイナンバーが記載された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書

(3) 郵送で提出する場合（申込締切日必着）

郵送される場合は、専用封筒を利用申込窓口又は保育施設等に備え付けていますので、専用封筒に下記の書類①②を封入して、就園管理課へ郵送してください。なお、**マイナンバーの安全管理のため、できるだけ追跡可能な「書留郵便」などの方法で郵送してください。また、専用封筒にはマイナンバーを確認するための書類以外は封入しないでください。**

- ①『岡山市支給認定申請に係るマイナンバー届出用紙』
- ② (1) の表の確認資料（番号及び身元確認）の写し

4 **利用者負担額決定及び保育利用調整のために必要な書類**

下表に掲げる該当の日において、岡山市に住所（住民票）が無かった保護者については、利用者負担額の決定（P.16-P.18参照）及び保育利用調整（P.13-P.15参照）のために、区分に応じた市町村民税課税証明書をご提出ください。

区 分	添 付 書 類 名
平成29年1月1日現在岡山市以外に住所があった保護者	平成29年度 市町村民税課税証明書 （平成28年分所得） ※非課税の方や税の扶養に入っている配偶者も必要です。 （平成29年1月1日現在の住所地から取り寄せてください。）
平成30年1月1日現在岡山市以外に住所がある（あった）保護者	平成30年度 市町村民税課税証明書 （平成29年分所得） ※非課税の方や税の扶養に入っている配偶者も必要です。 （平成30年1月1日現在の住所地から取り寄せてください。） （平成30年6月中旬以降の発行となります。）

- ※ 「年度」について間違いが無いよう、よくご確認ください。
- ※ **マイナンバー届出用紙を提出された方でも、市町村民税課税証明書の提出は必要**です。ただし、**日本国外に居住していた（る）方は除きます。**
- ※ 上表に掲げる該当の日において、日本国外に居住していた（る）ため、日本国内において市町村民税が課税されていない場合は、外国居住期間収入状況申告書にその方の収入等に関する資料を添付してご提出ください。
- ※ 未提出の場合は、年齢等による階層区分の中で**最も高い利用者負担額で仮決定**となります（P.16-P.18参照）。また、**希望月の申込締切日までに、平成29年度の証明書が未提出の場合は4～8月、平成30年度の証明書が未提出の場合は9月以降の保育利用調整において、同点時基準表における優先順位が適用されません**（P.13-P.15参照）のでご注意ください。

5 その他、必要書類

その他、下表の区分に該当する場合は、区分に応じた必要書類をご提出ください。

区分	必要書類	備考
1	平成30年度末で65歳未満（昭和29年4月2日以降に生まれた方）の祖父母が同一住所に居住している場合（世帯分離している場合も含む） ※P.6-P.7に記載の表の区分に応じた必要書類をご提出ください。	調整点数表（区分J）の適用（P.13-P.15参照） ※求職中や書類未提出の場合、区分Jが適用され減点となります。
2	同一生計の子どもが就学や療育等の理由により市外へ居住（別居）している場合 ・別居している子どもの健康保険証の写し ・住民票の写し（戸籍筆頭者の記載があるもの）及び仕送り実態が分かるもの（通帳の写し等） ※上記のいずれかをご提出ください。	多子世帯に対する利用者負担額の軽減（P.16-P.17参照）
3	ひとり親世帯（事実婚を除く） ※離婚調停中で別居されている方は、調整点数表（区分A）について適用対象となる場合があります。 児童扶養手当証書、又はひとり親医療受給者証の写し ※所得超過により、どちらも受給していない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し ※離婚調停中の場合は、事件係属証明書等の写し ※書類提出に併せて、家庭の状況を聞き取りさせていただくことがあります。	・調整点数表（区分A）の適用（P.13-P.15参照） ・ひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減（P.16参照） ※軽減を受けるためには、 利用者負担額決定後、軽減申出書の提出が必要（年度ごと） です。 ※事実婚の方、離婚調停中の方は除きます。
4	在宅障害児（者）のいる世帯 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害基礎年金等受給者証のいずれかの写し	在宅障害児（者）のいる世帯に対する利用者負担額の軽減（P.16参照） ※軽減を受けるためには、 利用者負担額決定後、軽減申出書の提出が必要（年度ごと） です。
5	障害のある児童の利用を希望する場合 ・心身状況表（A・B） ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・医師の診断書のいずれかの写し	調整点数表（区分E）の適用（P.13-P.15参照） ※P.11-P.12「 <u>障害児保育拠点園について</u> 」もご覧ください。
6	障害児保育拠点園の利用を希望する場合 ・心身状況表（A・B） ・医師の診断書の写し（6か月以内に証明されたもの）又は心理判定結果送付同意書	調整点数表（区分E）の適用（P.13-P.15参照） ※P.11-P.12「 <u>障害児保育拠点園について</u> 」もご覧ください。
7	保育士資格をお持ちで、岡山市内の保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職）予定の場合 ※認可外保育施設や岡山市外の保育施設等は除きます。 保育士証の写し ※保育士証が旧姓のままの場合は、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の写しなど、変更が分かる書類を添付してください。	・調整点数表（区分K）の適用（P.13-P.15参照） ・同点時基準表（順位3）の適用（P.13-P.15参照）
8	生計中心者が、利用希望日の前1年以内に離職している場合 ※リストラなど、自己都合によらない退職、転職などが対象です。 雇用保険受給資格者証等の写し	調整点数表（区分C）の適用（P.13-P.15参照）

※ マイナンバー届出用紙を提出している場合は、下記の書類については不要です。

（区分2）住民票の写し

（区分3）児童扶養手当証書、ひとり親医療受給者証、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し

（区分4）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証、障害基礎年金等受給者証の写し

（区分5）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

※ **優先利用の調整点数や同点時の基準の適用判断となる書類、利用者負担額の軽減に係る書類が未提出の場合、該当される場合でも岡山市で判断不可能なため適用できないのでご注意ください。また、利用者負担額の軽減については、軽減申出書の提出も必要（年度ごと）**となります（区分2は除く）。

※ 提出があった場合でも、それぞれの認定要件に該当しないと岡山市で判断した場合は適用されませんのでご承知ください。

利用申込書等の提出先

利用申込書及び各種書類については、次の(1)、(2)のいずれかへご提出ください。

ただし、マイナンバーに関する書類については、提出先は(1)に限ります。

- (1) **利用申込窓口…就園管理課（岡山市役所本庁舎1階多目的ルーム及び9階）、各福祉事務所・支所（灘崎、御津、建部、瀬戸）**

（受付時間：月～金（祝日・休日を除く） 8:30～17:15 ※ただし、岡山市役所本庁舎1階多目的ルームのみ、18日（土）・19日（日）も受け付けます。）

- (2) **利用を希望する保育施設等（※マイナンバーに関する書類は提出できません。）**

（受付時間：月～金（祝日・休日を除く） 9:00～17:00）

※ 利用申込窓口及び保育施設等の所在地は、P.33-P.34及びP.26-P.29でご確認ください。

※ **岡山市役所本庁舎1階多目的ルームは、一次募集受付期間のみの臨時窓口となります。**

※ マイナポータルによる電子申請について

マイナポータルとは、子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりする、政府運営のオンラインサービスです。（詳細は、内閣府ホームページ https://myrna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.formにてご確認ください。）

今後マイナポータルを使って、電子申請（利用申込）や様式のダウンロードを行うことができる予定です（平成29年度秋頃本格稼働予定）。

ただし、マイナポータル利用のためには、利用者において、マイナンバーカード、ICカードリーダーライタなどの準備が必要となります。

また、利用申込書以外の保育利用事由証明書などの必要書類は、マイナポータルを使って提出することができませんので、マイナポータルで電子申請を行う場合は、電子申請とは別に、上記(1)又は(2)へ必要書類をご提出ください。

利用申込（利用開始後）における注意事項

- ・ 利用申込にあたっては、**希望される保育施設等の保育方針等について、事前に電話にて確認したり、見学するなどをしてよくご確認ください。**
- ・ 希望する保育施設等によって、利用を開始できる月齢等が異なるため、「保育施設等一覧」にてよくご確認のうえお申込みください。
- ・ 保育利用の決定は月単位(暦月)で行います。月の途中での利用開始は原則としてありません。
- ・ 利用申込後に希望施設を変更する場合は、**変更を希望する月の前月10日**（閉庁日の場合は翌開庁日）までに変更届をご提出ください。ただし、4月入園の利用申込の場合は異なりますので、P.5のスケジュールにてご確認ください。
- ・ 利用申込を取下げの場合は、利用申込窓口にて取下げ手続きをしてください。
- ・ **利用申込の有効期間は、利用希望月の翌々月末までです。** 翌々月も利用不可となった場合に、それ以降も引き続き申込を希望される方は、**有効期間の満了する月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、変更届にて申込の延長を届け出てください。**
- ・ **初めて保育施設等を利用される場合、「ならし保育」のため、利用区分にかかわらず早めのお迎えとなります。** 「ならし保育」の期間やお迎えの時間については、事前に保育施設等とよくご相談ください。
- ・ 「ならし保育」は利用開始後となるため、利用時間や期間にかかわらず、1か月分の利用者負担額が必要となります（利用開始前に「ならし保育」はできません）。
- ・ 保育施設等の利用が決定された後、利用が可能となった月の15日までに通園が無い場合、又は保育施設等や就園管理課へ連絡が無い場合は、利用の決定を取り消す場合があります。
- ・ 不正又は偽りの行為により支給認定申請や利用申込をした場合は、認定を取消し、保育施設等の利用を中止（退園）していただく場合があります。
- ・ 利用開始後、年度途中で利用施設を変えること（転園）は、転居や転職等の理由により通うことが著しく困難な場合を除き、原則として認められません。

- 地域型保育事業は、保育の特性から満3歳未満の児童が利用する事業所であり、**満3歳到達時には認可保育園や認定こども園へ転園申込をする必要があります。市から案内がありましたら、指定された期限までに手続きをしてください。**なお、申込先の施設に空きがない等の理由で転園できない場合は、特例として満3歳となった年度の年度末までは、ご利用中の施設を継続することが可能です。また、特別の事情があつて施設の利用継続を希望する場合は、就園管理課へご相談ください。
- 利用申込又は利用開始後に、**申込（記載）内容の変更があつた場合、就園管理課、各福祉事務所・支所又は保育施設等に、変更届及び必要な書類を速やかにご提出ください。**

区 分	提出書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があつたとき	変更届 ※1
年度途中で仕事を辞めた場合で、求職のため施設の利用を継続したいとき ※2	変更届、申立書
施設の利用を開始後、年度途中で出産する場合 ※2※3	変更届、保育利用事由証明書(4欄)と親子手帳(保護者と分娩予定日の分かるページ)の写し
就労の状況が変わつたとき(転職、勤務時間の変更等) ※4	変更届、勤務先の証明を得た新しい保育利用事由証明書
年度途中で施設の利用を中止(退園)するとき ※5※6※7	退園等届出書

- ※1 結婚(離婚)の場合、結婚(離婚)日が分かる戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の写しなどが必要です。また、結婚により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の保育利用事由証明書等も必要です。
- ※2 申込内容が変わるため、当初認定された支給認定期間及び利用区分が変更となります。なお、求職中と認定されて保育施設等を利用中の方が支給認定期間終了後、引き続き求職中で認定を受けて利用を継続することは原則できません。
- ※3 育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日を超えて育休を取得するが、特別の事情(疾病など)があつて施設の利用の継続を希望する場合は、就園管理課へご相談ください。
- ※4 変更となつた勤務時間によっては、利用区分が変更になる場合があります。
- ※5 退園等届出書は、日付をさかのぼつての受理はできません。**退園の当月20日を提出期限**として早めにご提出ください。
- ※6 退園した後も支給認定期間が継続する場合がありますが、再度保育施設等の利用を希望する際は、改めて支給認定申請・利用申込が必要です。
- ※7 育児休業取得により退園された方に限り、一時預かりで引き続き利用可能な施設があります。利用希望の方は、直接、当該施設にお問い合わせください(「保育施設等一覧」で一時預かり欄に○が付いていない施設でも、育児休業中に限り受け入れが可能な場合があります)。

障害児保育拠点園について

岡山市の保育施設等の中には、障害児保育拠点園という施設があり、心身に障害がある児童に対して、専用の保育室を有効に使いながら個々に応じた保育等を行っています。希望される場合は、利用申込の前に、**希望される園に児童同伴での見学をお勧めします。**

※ 専用の保育室があるのは、3歳以上児クラスのみです。3歳未満児は同年齢クラスでの保育となります。

※ 障害児保育拠点園の利用を希望する場合は、通常の利用申込に加えて別途、手続きが必要となります。

- 障害児保育拠点園は以下のとおりです。

	施設名
市立認可保育園	三門・緑・旭東・宇野・西大寺・興除東・南輝
私立認可保育園	第二すみれ・かわい
市立認定こども園	岡南・灘崎

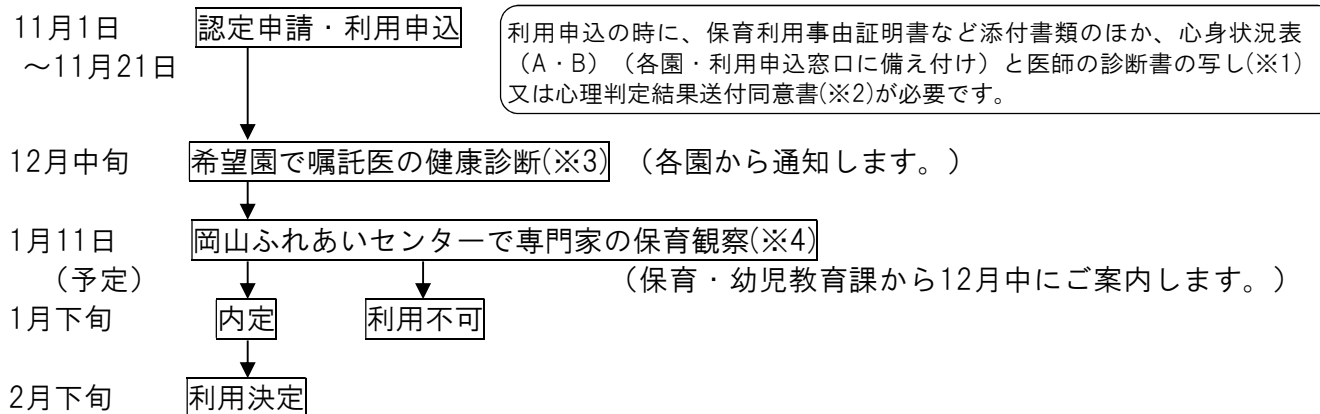
○ 障害児保育拠点園と一般園の違い

	障害児保育拠点園	一般園
対象児	障害の程度が軽・中程度で集団保育が可能な児童	
障害児拠点枠	・3歳以上児の定員は、10人以内 ※ ・3歳未満児の定員は、園の定員の3パーセント以内	・特に枠は設けていませんが、園の実情により考慮します。
保育形態	・3歳以上児は、専用の保育室を有効に使いながら個々に応じた保育を行います。 ・3歳未満児は、同年齢クラスでの保育を行います。	・基本的に同年齢クラスで保育します。 ・障害の程度により、年齢の近いクラスで保育する場合があります。

※ 認定こども園の1号認定（教育利用）の定員は2人です。

○ 障害児保育拠点園の利用を希望する場合のスケジュール（P.5もご覧ください。）

1 平成30年4月1日から、拠点園の利用を希望する場合



- ※1 医師の診断書の写しについて
利用申込の前、6か月以内に出された診断書の写しが必要となります。
- ※2 心理判定結果送付同意書について
こども総合相談所で6か月以内に心理判定を受けたことがあり、又はこれから受ける場合に、判定結果を保育・幼児教育課にいただくため必要となります。
- ※3 健康診断について
希望園の嘱託医(小児科医又は内科医)が、園での集団保育に支障が無いかどうかを診ます。
- ※4 保育観察について
専門家が、障害児保育拠点園の利用が適切かどうかをそれぞれの立場から診ます。その後、定員状況等と併せて総合的に判断し、利用の可否を決定します。

2 年度途中（5月以降）から、障害児保育拠点園の利用を希望する場合

障害児拠点枠の定員に空きがある場合に限り、受入が可能な場合があります。申込の後、前述の流れに準じて同様の手続き(健康診断、保育観察等)をしていただき、保育利用調整を経て、利用の可否を決定します。

○ 一般園（障害児保育拠点園以外の保育施設等）の利用について

- ・ 一般園でも障害児の受け入れをしています。受け入れ状況については、各施設にご相談ください。また、通常の提出書類及び心身状況表（A・B）のほか、医師の診断書等の写しを別途提出していただくことがあります。

○ 注意事項

- ・ 手続きやスケジュールなど、一般的事項は通常の支給認定申請・利用申込の場合と共通なので、このガイドの内容をご確認ください。
- ・ 利用希望時期や定員により、園の利用が困難な場合もあります。
- ・ 詳しくは保育・幼児教育課指導係、就園管理課又は保育施設等にご相談ください。

広域利用について

保護者のいずれかが、岡山市外へ通勤・通学する場合や、出産のため一時的に里帰りする場合、他市区町村の保育施設等への利用申込が可能な場合があります。ただし、前述に該当しても、保育施設等が定員に達していたり、受入態勢が整わない場合や、市区町村において広域利用の受入をしていない場合など、利用申込できない場合があります。あらかじめ岡山市及びご希望の保育施設等がある市区町村（連携中枢都市圏の構成市町である赤磐市、和気町、久米南町、吉備中央町の場合は、岡山市）にご確認ください。

- ・ 利用申込が可能な場合は、岡山市の利用申込書に必要書類を添えて、就園管理課へお申込みください。他市区町村及び希望する保育施設等と協議を行い、利用の可否について判断します。
- ・ 利用申込の締切期日等は、市区町村によって異なりますので、事前によくご確認ください。
- ・ **利用申込は、年度ごとに手続きが必要となります（協議の結果、継続できない場合もあります）。**
- ・ 岡山市の保育施設等を利用中の場合、他市区町村の保育施設等の利用を開始する際には、岡山市の保育施設等は退園となります。
- ・ 岡山市以外の方が、岡山市内の保育施設等の広域利用を希望される場合は、就園管理課までお問い合わせください。

5 保育利用調整等について

利用申込書等の審査について

- ・ 利用申込があった児童について、提出された利用申込書や添付書類に基づき、審査（必要に応じて実地調査）を行います。
- ・ 保育利用事由証明書等、**「保育の必要性」の事由を認定するための書類が未提出の場合は、審査ができないため保留扱いとなり、保育利用調整が行われません**のでご注意ください。
- ・ 保育利用事由証明書の記載に**不備がある場合も審査ができません**ので、記入もれ等が無いが、よくご確認ください。また、訂正は原則として認められませんが、どうしても必要な場合は、証明者の証明印でご訂正ください（**修正液等や証明者の証明印以外の印による訂正は、無効です**）。
- ・ 保育利用事由証明書等に記載された内容に疑義が生じた場合などは、市から証明者に対して、内容の確認の連絡などを行う場合がありますので、ご承知ください。

保育利用調整について

- ・ 受入定員を超える利用申込があった場合は、世帯の「保育の必要性」の事由と「優先利用」の内容を保育利用調整基準表等（P.14-P.15参照）に基づき点数化し、保育利用調整を行います。
- ・ 保育利用調整の方法について、平成29年度までは、第一希望の保育施設ごとに点数の高い方から利用調整を行っていましたが、**平成30年度から、点数の高い方から利用希望順位を踏まえて利用調整**を行い、内定者を決定します。また、利用調整において点数が同点となった場合は、平成29年度までは抽選を行っていましたが、新たに**同点時の基準（優先順位）を定め（同点時基準表）、原則その基準に基づき利用調整**を行います。

- ※ 申込の状況によっては、希望する保育施設等を利用できない場合があります。また、兄弟姉妹で同じ保育施設等の利用を希望されていても、同じ保育施設等を利用できないことがあります。
- ※ 連携施設がある地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を利用しており、年齢到達により連携施設への転園を希望される場合は、優先的に利用調整を行います。
- ※ **同点時の基準を判断するための書類が提出されていない場合は、同点時基準表における優先順位が適用されません**のでご注意ください。

- ・ 前述の利用調整において**内定となった児童は、施設の利用開始前に健康診断を受けていただきます。その結果、集団生活が可能と判断された児童について利用の決定**を行います。なお、集団生活が可能と判断されなかった児童については、内定となったとしても保育施設等を利用することができませんのでご承知ください。

保育利用調整基準点数表等

○「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

区分	類型	保護者の状況（細目）		基準指数	
1 ※1	居宅外 労働	外勤 居宅外 自営	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4	
	居宅内 労働	居宅内 自営 農業	月140時間以上の就労を常態としている場合	9	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8	
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	3	
内職		月120時間以上の就労を常態としている場合	5		
	月60時間以上の就労を常態としている場合	3			
	月48時間以上の就労を常態としている場合	2			
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8	
3	疾病 負傷 障害	疾病 負傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
			居宅内療養 （1か月以上）	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8
				週3日程度の通院加療等が必要な場合	4
	障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10		
「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6			
「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3			
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10	
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1	
7	就学等	就学	就学のため、保育することができない場合	区分1を準用	
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合 ※2		10	
10	その他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1を準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の 介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用	
		不存在 ※3	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10	
		育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合		復帰時の状況により区分1を準用	
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合			

※1 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間（自営等の方も準じて除きます）により判断します。

※2 既に保育施設等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合となります。

※3 区分10のうち「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

利用区分（利用時間）について

- ①基礎点数表の網掛け部分に認定された場合、利用区分は「保育標準時間」となり、網掛けが無い部分の場合は、「保育短時間」となります（区分4・7・10は、区分1に準じた内容により区分されます）。
- ②保護者のいずれか一方でも「保育短時間」認定になる場合は、利用区分は「保育短時間」となります。
- ③経過措置として、平成27年3月時点で認可保育園（就実こども園も含む）に入園しており、継続して利用している児童については、①により「保育短時間」となる場合でも「保育標準時間」で認定します。また、前述の児童の弟又は妹が入園した場合、弟又は妹も同じ扱いとなりますが、前述の児童が卒園（退園した場合も含む）した翌月からは、経過措置は適用されませんのでご注意ください。

○「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

調整点数表において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とします。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち最も点数の高いものを加算します。なお、基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10
		DVIにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
F	育児休業明け (※1)	保護者が育児休業から復帰するため（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）、児童が同じ保育施設等を再び利用することを希望する場合（※2）	10
		上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）	1
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹（多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄姉が認定こども園を利用している場合を含む）が同一の保育施設等の利用を希望する場合	1
H	地域型保育事業 利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合（※3）	5
		連携施設がある地域型保育事業を利用しており、年齢到達により連携施設以外の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	2
I	乳児園卒園児	乳児保育園に以前在籍しており、年齢到達により退園となった児童が再び同じ園を希望する場合	5
J	同居の祖父母	65歳未満（昭和29年4月2日以降生まれ）の同居祖父母で、基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各 -3
K	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職）予定の場合	5

※1 区分10（育児復帰予定）で利用申込した児童が、利用不可となった後も継続して利用申込を行っている場合は、その利用申込の途中で保護者が職場復帰したとしても、保育施設等の利用が開始されるまで、当初の利用希望月の属する年度に限らず翌年度以降も適用されます。なお、経過措置として、平成29年度以前に利用申込していた児童に限り、継続して利用申込していない場合でも適用します。

※2 育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等を利用することを希望する場合や、兄又は姉が区分9に該当するため継続利用しており、育児休業にかかる児童が区分10（育児復帰予定）で利用申込する場合も含まれます。また、育児復帰（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）の際に、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等の受入月齢等に達していないため利用申込ができず、後に受入月齢等に達する月に利用申込する場合も含まれます（ただし、達する月に利用申込をしていない場合は除く）。

※3 連携施設のある事業所内保育事業の従業員枠を利用している児童が、連携施設を申し込む場合も含まれます。

○基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）

順位	状況
1	希望順位が高い世帯
2	希望する保育施設と同じ中学校区に居住している世帯
3	基礎点数が高い世帯
4	調整点数表の区分K（保育士等）を適用された世帯
5	所得が低い世帯

※1 基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

※2 順位5の基準となる保護者の所得は、4～8月の保育利用調整の場合は平成29年度課税所得（平成28年分所得）、9月以降は平成30年度課税所得（平成29年分所得）を基準とします。

6 保育施設等の利用者負担額について

利用者負担額の決定について

保育施設等の利用者負担額（保育料、利用料を含む）は、世帯の市町村民税額（均等割及び所得割の額）と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数並びに利用区分によって決定されます。また、平成30年4月～8月分は平成29年度市町村民税額、平成30年9月～平成31年3月分は平成30年度市町村民税額が利用者負担額を決定する基礎となります。年度の途中で年齢が変わっても、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

利用者負担額の階層決定イメージ（平成30年度）

（前期分：4月～8月）
平成29年度市町村民税
※平成28年分所得等
により決定

（後期分：9月～3月）
平成30年度市町村民税
※平成29年分所得等
により決定

生活保護法による被保護世帯等

課税
非課税

C階層

B階層

A階層

※ 左記に加え、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数と利用区分によって決定されます。

※ 利用者負担額を決定する基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

- ・ 祖父母やその他の児童の扶養義務者が同一住所に居住（世帯分離している場合も含む）しており、生計の主宰者であると判断される場合（保護者の収入（所得）が税の扶養の範囲内程度の額で、かつ祖父母等に一定以上の所得がある場合など）や、別居の祖父母等であっても児童又は保護者を税法上の扶養や健康保険上の扶養に入れている場合は、その方を生計の主宰者として推定し、その方の市町村民税額を合算して決定する場合があります。 その場合、祖父母等の税資料等についても調査させていただきますので、あらかじめご承知ください。
- ・ 市町村民税課税証明書が未提出の場合は、年齢等による階層区分の中で最も高い利用者負担額で仮決定となります（P.8参照）。
- ・ 岡山市にて税額調査を行い、変更が判明した場合、利用者負担額が変更になることがあります。
- ・ 市内の市立・私立保育施設等に利用者負担額の差はありません。ただし、「保育標準時間」認定の方と「保育短時間」認定の方とでは利用者負担額が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 延長保育（P.19参照）を利用する場合、市内の市立保育施設等については料金の差はありません。なお、私立保育施設等については施設で異なりますので、施設に直接お問い合わせください。また、利用にあたっての申込方法等についても、各保育施設等へご確認ください。
- ・ 利用者負担額や延長保育料の他に、入園料や保護者会費等の諸経費が別途必要になる場合がありますので、諸経費の詳細は、各保育施設等へご確認ください。

利用者負担額の軽減及び減免制度について

平成30年度の利用者負担額の軽減及び減免制度については、下記の1～3のとおりです。**軽減及び減免適用にあたっては、毎年度届出又は申請が必要であり、年度をさかのぼっての申請はできません。**詳しい内容については、就園管理課にお問い合わせください。

1 ひとり親家庭等のB階層世帯等の軽減制度

利用者負担額表によりB階層又はC階層1～6と認定された世帯（世帯の市町村民税額所得割の額が77,101円未満に限る）であって、ひとり親世帯（事実婚を除く）や在宅障害児(者)のいる世帯等は、利用者負担額が軽減されます。**該当される場合は、利用者負担額軽減申出書に必要書類を添付してご提出ください。**なお、必要書類については、マイナンバー届出用紙を提出されている場合、添付が不要となる場合があります（P.9参照）。

2 多子世帯の軽減制度

同一世帯において認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部に通園、又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用し、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所している就学前の児童が同時に2人以上いる場合で、年齢の高い順から数えて2人目以降の児童が

保育施設等を利用しているときは、第2子について利用者負担額表の（ ）内の金額、第3子以降は無料となります。また、世帯の市町村民税額等が一定条件に当てはまる場合（平成30年度利用者負担額表（P.18）の備考3・4参照）は、更に軽減されます。

※ 岡山市内の認可保育園、認定こども園、市立幼稚園及びあけぼの幼稚園、地域型保育事業所以外について通園又は利用している場合は、別途、利用者負担額（多子）軽減申出書の提出が必要となります。

3 その他、岡山市が実施している減免制度

下記（1）～（5）に掲げる要件に当てはまる場合は、申請により減免される場合があります。申請方法など、詳しくは就園管理課までご相談ください。

- （1）非自発的な失業、休業又は離職（自己都合による退職、転職などは除く）により、世帯の収入が著しく減少した場合
- （2）疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合
- （3）火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合
- （4）税法上の寡婦（夫）控除が適用されないひとり親世帯の場合
- （5）児童が伝染病（風しん、水痘、結核など）により出席停止の指示を受け、月の初日から末日まで登園することができなかった場合

利用者負担額の納付について

保育施設等は、国・岡山県・岡山市の負担(税金)と保護者の皆様の負担（利用者負担額）により運営されます。より良い保育のために、利用者負担額の適正な納付にご協力をお願いします。

○ 認可保育園、市立認定こども園

- ・ 利用者負担額の納付方法は、原則として口座振替です。入園月の中旬ごろに、納付書と併せて口座振替納付依頼書を施設を通じてお渡ししますので、口座のある金融機関にお申込みください。口座の登録が完了したら、振替の開始月を別途、お知らせしますのでご確認ください。
- ・ 口座振替は、毎月末日（ただし、12月は25日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）に当月分を振替いたします。なお、残高不足等で振替不能となった場合、再振替はできません。
- ・ 納付義務者を変更した場合、又は認可保育園から市立認定こども園に転園した場合（反対も同様）は、継続して口座振替ができませんので、新たにお申込みが必要となります。
- ・ 口座の登録が完了するまでの間、もしくは口座振替ができない事情がある場合は、納付書により利用者負担額を納めてください。納期限は口座振替の場合と同じですので、**必ず納期限を守っていただきますようお願いいたします**。なお、納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を送付することがあります。
- ・ 施設の利用開始後は、登園の有無にかかわらず、利用者負担額は全額納付していただきます。利用期間は月単位（1日から同月末日）となりますので、退園される場合は、退園の当月20日を提出期限として退園届をご提出ください。なお、利用者負担額の日割りは行いません。
- ・ 年度途中に何らかの理由で、利用者負担額を**さかのぼって変更した場合、変更により納付額が不足する場合は一括して追加徴収**し、過納の場合は充当もしくは還付します。口座振替をご利用の場合、変更後に納付額が不足した場合には、一度に追加徴収分を引き落としますのでご注意ください。なお、納付書で納められている方は、不足分の納付書を施設を通じてお渡ししますので、先にお渡ししている納付書と併せて納めてください。

○ 私立認定こども園、地域型保育事業所

- ・ 利用者負担額は、各施設・事業所が徴収します。それぞれのルールに従い、納期限に遅れないように納付してください。

○ その他注意事項

- ・ 利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分(財産の差し押え等)される場合があります。

平成30年度利用者負担額表（予定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額 単位：円／月						
			保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（同法第11条第2項の単給の場合を含む。）の属する世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	
B階層	市町村民税非課税世帯		4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	
C階層	がA階層の区分を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税の額の区分	1	均等割の額のみ	9,000 (4,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,800 (4,400)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)
		2	所得割の額が10,800円未満	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	9,800 (4,900)	7,800 (3,900)	7,800 (3,900)
		3	10,800円以上 48,600円未満	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	11,700 (5,850)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)
		4	48,600円以上 57,700円未満	14,000 (7,000)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	13,700 (6,850)	11,700 (5,850)	11,700 (5,850)
		5	57,700円以上 65,000円未満	16,000 (8,000)	14,000 (7,000)	14,000 (7,000)	15,600 (7,800)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)
		6	65,000円以上 81,000円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)
		7	81,000円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)	23,500 (11,750)	21,500 (10,750)	21,500 (10,750)
		8	97,000円以上 121,000円未満	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	24,000 (12,000)	27,400 (13,700)	24,500 (12,250)	23,500 (11,750)
		9	121,000円以上 145,000円未満	32,000 (16,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)	31,300 (15,650)	27,400 (13,700)	25,500 (12,750)
		10	145,000円以上 169,000円未満	36,000 (18,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)	35,300 (17,650)	30,400 (15,200)	26,500 (13,250)
		11	169,000円以上 199,000円未満	40,000 (20,000)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	39,200 (19,600)	32,300 (16,150)	27,400 (13,700)
		12	199,000円以上 229,000円未満	43,000 (21,500)	34,500 (17,250)	29,000 (14,500)	42,200 (21,100)	33,800 (16,900)	28,400 (14,200)
		13	229,000円以上 301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)
		14	301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)
		15	397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)

- 1 児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数と利用区分によって階層を決定します。
 - 2 利用者負担額を決定する基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。
 - 3 同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は表の（ ）内の金額となり、第3子以降は無料となります。ただし、同一生計の子どもが2人以上いる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合（ひとり親世帯等（※）の場合は、77,101円未満）は、児童の年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は（ ）内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は（ ）の金額（3歳未満児の場合は9,000円が上限、3歳以上児の場合は6,000円が上限）、第2子以降は無料となります。
 - 4 世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上（ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上）であっても、同一生計の児童が3人以上いる世帯で、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、利用している児童が3歳未満児（平成30年3月31日時点の満年齢）でかつ第3子以降に当たる場合は、表の額（（ ）内の額も含む）からさらに半額となります。
- ※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（事実婚を除く）、在宅障害児（者）等（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者）のいる世帯です。

7 現況届について

平成27年4月から、保育施設等を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。この現況届によって、世帯の状況や保護者が「保育の必要性」の事由に引き続き該当しているかどうかを確認させていただきます。**現況届の提出がない場合、引き続き保育施設等の利用ができなくなりますので、市から案内があったときは、指定された期限内に必ずご提出ください。**

- ・ 現況の確認と兼ねて、**次年度の利用継続希望の有無も確認します（※）**。引き続き「保育の必要性」の事由に該当すると確認でき、現在利用中の施設を次年度も利用希望される場合は、原則として次年度も継続して施設を利用することが可能です。

※平成29年11月から平成30年3月の間に入園された方については、現況届の提出は必要ありませんが、次年度の利用継続希望の有無については確認させていただきます。

- ・ **次年度から利用中の施設以外を希望される場合は、次年度からの転園申込（＝新規申込）となるため、現況届に併せて、次年度の利用申込の手続き（利用申込書等の提出）が必要**となります。なお、その場合は、**現在利用中の施設等は平成30年3月31日をもって退園**となりますので、ご注意ください。
- ・ **地域型保育事業を利用中で、今年度中に満3歳になられた（る）方は、継続して事業所を利用することが原則できませんので、連携施設等への転園申込が必要**となります。**現況届に併せて保育施設等転園申込書をご提出ください。**

8 地域子ども・子育て支援事業について

保育施設等の他に、地域の子育て支援の充実のため、子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスがあります。

○ 利用者支援事業

子育て家庭のニーズを把握し、認可保育園や幼稚園等の利用に関して、情報収集・提供、相談など、子育て家庭への支援を行っています。それらに関する情報や利用手続きなどの相談がある場合は、就園管理課、各福祉事務所に配置されている保育コンシェルジュ（利用者支援員）にご相談ください。

○ 延長保育事業

保護者の就労時間等の事情により保育時間の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施している施設があります。利用される場合は、通常の利用者負担額のほかに、利用区分に応じた延長保育料が必要です。なお、延長保育料及び延長時間は、各施設においてそれぞれ設定されていますので、各実施施設にお問い合わせください。実施施設は「保育施設等一覧」をご覧ください。

○ 一時預かり事業

市内に居住（住民登録）をしております、一時的に家庭での保育が困難になった就学前児童であって、次のいずれかの場合、児童をお預かりします。利用方法・料金については、実施施設にお問い合わせください。実施施設は「保育施設等一覧」をご覧ください。

- (1) 保護者のパート就労・就学等により、原則として平均週3日以内で家庭における保育が困難な場合
- (2) 保護者の病気・出産・介護や冠婚葬祭等の理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難な場合
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により、一時的に保育が必要となる場合。
- (4) 障害児や児童数の減少した地域の児童を体験的に入園させ、集団保育をするため等により、保育を必要とする場合。

○ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児がいる子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供し、育児通信の発行や育児講座の開催などの子育て支援をしています。実施施設は「保育施設等一覧」をご覧ください。

○ 病児保育事業

保護者の勤務などで、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、医療機関等において、一時的な預かりを行っています。

【利用対象者】

岡山市又は病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定締結市町（倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、久米南町、美咲町、吉備中央町）に居住し、保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情によって家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童（※児童の対象年齢は、施設によって異なります）で、次のいずれかに該当する児童。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない事から、集団保育が困難な児童
- (2) 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童

【利用可能施設】

市町村	施設名	所在地	電話番号
岡山市	青木内科小児科医院内 山陽ちびっこ療育園	〒701-0204 岡山市南区大福281-5	086-281-2277
	藪内小児科医院内 病児保育室みらい	〒703-8205 岡山市中区中井1-5-2	086-275-5036
	表町ファミリークリニック内 病児保育ルームドレミ	〒700-0822 岡山市北区表町3-10-71	086-222-4939
	黒田医院内 うらら病児保育園	〒700-0935 岡山市北区神田町2-8-35	086-233-3531
	撫川クリニック内 チャイルド・ケア ハーモニィ	〒701-0164 岡山市北区撫川1470	086-292-8133
	山本医院内 ピオーネ病児保育室	〒700-0944 岡山市南区泉田418-25	086-243-2011
倉敷市	羽島こども診療所内 病児保育所はしま	〒710-0043 倉敷市羽島199-1	086-426-5037
	田嶋内科内 ももっ子病児保育ルーム	〒711-0936 倉敷市児島柳田町862	086-474-3310
	玉島病院内 玉島病院病児保育室	〒713-8103 倉敷市玉島乙島4030	086-522-4141
	あさき小児科内 あさき病児保育室	〒712-8063 倉敷市水島南幸町1-9	086-446-1110
玉野市	玉野市市民病院内 玉野市市民病院病児・病後児保育室	〒706-0011 玉野市宇野2-3-1	0863-31-2101
笠岡市	笠岡第一病院内 笠岡第一病院病児保育室	〒714-0043 笠岡市横島1945	0865-67-0211
総社市	三宅内科小児科医院内 病児保育室「ほっとチュッピー」	〒719-1125 総社市井手919	0866-93-8882
瀬戸内市	あいの光医院・牛窓内 山陽ちびっこ療育園・牛窓	〒701-4302 牛窓町牛窓3121-1	0869-34-6161

※利用方法や利用時間、対象年齢、利用料金（減額制度あり）などは各施設により異なりますので、詳しくは施設の所在する市又は各実施施設へお問い合わせください。

○ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、児童を預けたい方（依頼会員）と、児童を預かる方（提供会員）とを仲介する事業です。保育園などの送り迎えや、保護者がリフレッシュをしたいとき、冠婚葬祭・他の子どもの行事のときなど少し預かってほしい場合にご利用いただけます。詳しくは、岡山ファミリー・サポート・センター（電話：086-227-2525）へお問い合わせください。

9 【記入例】認定申請・利用申込書

支給認定申請書兼保育利用申込書

生計主宰者となる方を記入してください。
※申請者をあて名として納入通知書を送ります。

申請者の方が署名・捺印してください。

方書、アパート名、郵便番号まで記入してください。

電話番号は必ず記入してください。

住所の異動がなければ必ず記入してください。

利用ガイドをご覧ください。本表の中心で書けてください。該当する口にはチェックをしてください。

別世帯で同一生計の子どもがいて、就学や療育等の理由により市外へ居住(別居)している場合は、記入してください。また、同一生計であることが分かる書類を添付してください。

該当する場合は、口にはチェックしてください。また、ひとり親世帯(専業主婦を除く)又は児童扶養手当受給者等の世帯の方は、児童扶養手当受給者であることを証明してください。

「祖父等の状況」は父方・母方とも記入してください。

希望する月に利用できなかった場合の予定を記入してください。

利用希望月の日時点の状況で記入してください。就労等の状況により、添付書類が必要です。

きょうだい利用申込みの場合でチェックする際は、下記の注意事項をよくお読みください。

療育等希望する場合は、施設見学等を行い保費方針等をよくご確認ください。また、入学対象年齢についてもご確認ください。

同一家庭二居住(住居分離している場合も含む)している祖父父母等がいる場合は、記入してください。

氏名	岡山 篤介	性別	男	生年月日	平成 28 年 11 月 10 日
住所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山黒太方				
保護者	父方 岡山 篤介	母方 岡山 美子	祖父方 岡山 篤介	祖母方 岡山 美子	
希望理由	第二のおかやま保育園				
希望期間	平成 30 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 9 月 30 日				
希望時間	午前 9 時 ~ 午後 4 時				
希望保育料	希望保育料 月額 10,000 円				
希望給食	希望給食 月額 5,000 円				
希望入園料	希望入園料 100,000 円				
希望退園料	希望退園料 50,000 円				
希望給付金	希望給付金 月額 10,000 円				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付開始日	希望給付開始日 平成 30 年 10 月 1 日				
希望給付終了日	希望給付終了日 平成 31 年 9 月 30 日				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				

氏名	岡山 篤介	性別	男	生年月日	平成 28 年 11 月 10 日
住所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山黒太方				
保護者	父方 岡山 篤介	母方 岡山 美子	祖父方 岡山 篤介	祖母方 岡山 美子	
希望理由	第二のおかやま保育園				
希望期間	平成 30 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 9 月 30 日				
希望時間	午前 9 時 ~ 午後 4 時				
希望保育料	希望保育料 月額 10,000 円				
希望給食	希望給食 月額 5,000 円				
希望入園料	希望入園料 100,000 円				
希望退園料	希望退園料 50,000 円				
希望給付金	希望給付金 月額 10,000 円				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付開始日	希望給付開始日 平成 30 年 10 月 1 日				
希望給付終了日	希望給付終了日 平成 31 年 9 月 30 日				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				
希望給付回数	希望給付回数 毎月 1 回				

※本表の記載は、対象世帯との関係を記入していただく必要があります。また、65歳未満(52歳4.2か月未満)の同居の祖父父母は、保育料減免等の証明が必要です。